

平成 29 年 1 月 4 日

三次市の社会保険未加入対策について

三次市役所 財政課 契約係

三次市では、建設労働者の処遇向上、建設産業を魅力ある職場とするために、社会保険未加入対策を広島県に準じて取り組んでおり、社会保険未加入建設業者との元請契約は行っておりません。

国・県が進める社会保険未加入対策に準じ、対策を強化するため、元請業者による社会保険未加入業者との一次下請契約を原則として禁止します。

広島県等が実施する罰則措置については、当面行わないこととし、受注者が社会保険未加入業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合に、指導及び許可行政庁への通報を行うこととします。